

役員報酬等の支給額について

大阪府の出資法人等への関与事項等を定める条例第7条第1項の規定により、令和4年度の役員報酬額及び退職金額を公表します。

1 役員報酬額

役職	常勤・非常勤	報酬額	備考
副理事長	常勤	9,480,000円	
常務理事	常勤	9,000,000円	
常務理事	常勤	12,784,370円	
常務理事	常勤	3,043,800円	令和4年6月29日退任
常務理事	常勤	10,530,000円	令和4年7月1日就任
常務理事	常勤	5,250,000円	令和4年8月31日退任
常務理事	常勤	13,690,716円	

※ 役員報酬額については、自治体現職派遣者等は派遣元自治体における給与相当額、また自治体を定年退職後に就任した者は定額支給としております。

※ 非常勤の理事長、理事、監事へは、役員報酬は支給していません。

※ 役員報酬以外の賞与、諸手当の支給はありません。

ただし、通勤手当は実費相当分を支給しており、上記報酬額には含まれておりません。

2 退職金額

退職手当の支給はありません。